

偽装請負等に対する是正指導後の労働者の雇用状況等

1 対 象

- ・ 文書による指導を受けた請負 及び
- ・ 派遣可能期間を超えているとして文書による指導を受けた労働者派遣（※派遣先：法第40条の2、派遣元事業主：法第35条の2第1項違反に限る）

のうち平成19年7月～平成20年3月に是正が完了したもの

2 是正完了時の状況（平成19年7月～平成20年3月に是正完了）

請負事業主（請負契約）	522件（労働者数：12,744人）
派遣元事業主（労働者派遣契約）	96件（労働者数：1,629人）

○ 請負で働いていた労働者の状況

合計	12,744人（100.0%）
適正な請負にして継続	6,982人（54.8%）
適正な派遣にして継続	3,534人（27.7%）
他の請負又は派遣に移行	298人（2.3%）
発注者で直接雇用 （うち雇用期間の定めなし）	1,211人（9.5%） （113人）
関係企業等へ就職	276人（2.2%）
離職したもの 等	443人（3.5%）

○ 派遣で働いていた労働者の状況

合計	1,629人（100.0%）
適正な請負にして継続	42人（2.6%）
適正な派遣にして継続	261人（16.0%）
他の請負又は派遣に移行	71人（4.4%）
派遣先で直接雇用 （うち雇用期間の定めなし）	1,088人（66.8%） （9人）
関係企業等へ就職	30人（1.8%）
離職したもの 等	137人（8.4%）